

総務文教常任委員会記録

平成29年5月26日

【開催日】 平成29年5月26日

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午前10時2分～午前11時43分

【出席委員】

委員長	河野 朋子	副委員長	中島 好人
委員	大井 淳一郎	委員	岡山 明
委員	河崎 平男	委員	笹木 慶之

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

議長	尾山 信義	副議長	三浦 英統
----	-------	-----	-------

【執行部出席者】

副市長	古川 博三	総合政策部長	川地 諭
公営競技事務所長	上田 泰正	公営競技事務所主 事	長村 知明
総務部長	今本 史郎	税務課長	藤山 雅之
税務課固定資産税 係主任	梅田 典子		

【事務局出席者】

事務局 長	中村 聡	議事係 長	中村 潤之介
-------	------	-------	--------

【審査内容】

- 1 議案第47号 平成29年度山陽小野田市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第1回）について（公営）
- 2 承認第2号 山陽小野田市税条例の一部改正に関する専決処分について（税務）

3 承認第3号 山陽小野田市都市計画税条例の一部改正に関する専決処分
について（税務）

午前10時2分開会

河野朋子委員長 おはようございます。ただいまから総務文教常任委員会を開会いたします。それでは、審査内容に入る前に、まず執行部のほうから少し御挨拶があるということですのでよろしくお願いいたします。

古川副市長 おはようございます。先日、23日は議会同意をいただきまして、24日に市長のほうから副市長の選任辞令をいただきました。挨拶の中でも言いましたように、市長を支え職員一丸となってやるということの中で、私も行政を離れて少したっておりますので、今行政がどういう状況であるか、どういう問題を抱えているか、また市民の代表である議会の議員の皆様がどのような考えをお持ちであるかというのは、やはり議会なり委員会に出て生の声を聞くのが一番ということで、これからはできる限り委員会並びに協議会にも出席させていただいて、御意見を聴取しようというふうに考えておりますので、見苦しいかもしれませんがお付き合いのほどよろしくお願いいたします。答弁は基本的には部長以下がしますのでよろしくお願いいたします。

河野朋子委員長 はい、それではお願いします。

長村公営競技事務所主事 おはようございます。今年の4月から公営競技事務所主事を拝命いたしました長村と申します。28年度末まで経済産業省の車両室で研修させていただきました。今回現場のほうでまた業務にまい進していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

上田公営競技事務所長 それからですね、もう一人、4月1日の人事異動で大

下賢二、元総務課にりましたが、副所長として就任しております。今日はちょっと所用で出席できないんですが、はい。以上です。

河野朋子委員長 はい、それでは審査に入りたいと思います。審査内容の1番、議案第47号、平成29年度山陽小野田市小型自動車競走事業特別会計補正予算第1回について審査をいたします。執行部の説明をお願いいたします。

上田公営競技事務所長 それでは議案第47号、平成29年度山陽小野田市小型自動車競走事業特別会計補正予算第1回について説明いたします。今回の補正は、平成28年度の決算見込みについて、歳入が歳出に不足する見込みでありますので、地方自治法施行令第166条の2の規定に基づき、平成29年度の歳入を繰り上げてこれに充当するものであります。予算書の1ページを御覧ください。ここの第1条にありますように、歳入歳出総額に、歳入歳出それぞれ10億9,000万円を追加し、歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ102億9,692万円とするものでございます。予算書5ページ、6ページを御覧ください。よろしいでしょうか。上段の歳入では、2款諸収入2項雑入1目雑入1節雑入に歳入欠陥補填収入として10億9,000万円を新たに計上し、その下の欄になります。歳出では、4款前年度繰上充用金1項前年度繰上充用金1目前年度繰上充用金22節で補償、補填及び賠償金に前年度繰上充用金として、平成28年度の歳入歳出不足額に充てるため、10億9,000万円を新たに計上しております。次に、資料のほうで説明いたします。B4の資料になります。よろしいでしょうか。開いていただいて、まず資料その1になります。まず1番上の段になりますが、平成28年度歳入歳出決算についてです。平成28年度の歳入歳出決算見込みは、歳入の81億3,826万8,000円と前年度繰上充用金及び基金積立を含む歳出92億2,584万7,000円の差引き10億8,757万9,000円となります。この「歳入が歳出に不足する額」が、平成28年度末の累積赤字見込額となり、繰上充用を行うため、10億9,000

万円の補正予算を計上することになりました。次に、第2になりますが、平成28年度単年度収支について。平成28年度の単年度収支については、歳入が81億3,826万8,000円、歳出82億9,364万5,000円で、差引き1億5,537万7,000円の減が見込まれます。次に、累積債務について説明いたします。まず、3になりますがJK A1、2号交付金猶予分の返済についてです。これまで、返済の平準化措置も図ったこともございますが、平成28年度には1億3,000万円を返済し、残額は1億4,900万円になります。この残額、平成29年度で返済は終了となります。次に、4番のリース料について。これについては、平成28年度中に関係機関との協議、調整によりまして、返済の平準化措置を図っております。JK A1、2号交付金猶予分の返済が終了する今年度平成29年度まで、平準化措置により定まった返済額の半額を返済にすることに調整したことにより、リース料は平成28年度には3,835万7,000円返済し、残額は7億2,877万7,000円になっております。次に第5として累積赤字額について。これについては、平成27年度末で9億3,220万1,000円ありましたが、28年度末の累積赤字見込額は、10億8,757万9,000円となります。したがって、6番の三つの累積債務の額については、平成27年度末で19億7,833万5千円ありましたが、28年度末の三つの累積債務の額は、19億6,535万5,000円となります。次に基金についてですが、7番施設改善基金についてですが、平成27年度末で4億5,595万4,000円ありましたが、平成28年度には、利息1万3,000円を積立て、耐震工事実施設計委託のため、862万9,000円を取り崩しております。その結果、平成28年度末の施設改善基金見込額は、4億4,733万8,000円となります。次に、8番として財政調整基金についてですが、平成27年度末で1億1,595万9,000円ありましたが、平成28年度には、利息4,000円を積立て、平成28年度末の財政調整基金見込額は、1億1,596万3,000円となります。次に、資料をめぐっていただいて、資料その2になります。資料1の裏になりますが、1番上段が開催に係る収支、

2段目の段が開催以外に係る収支、3段目が重勝式に係る収支になっております。まず1番上のほうですが、勝車投票券売上収入1番上段になりますが77億3,430万円、それから主なものとして場外発売事務協力収入2億9,190万7,000円などの歳入合計、丸6のところ合計がございまして80億6,921万1,000円、これから右の歳出のほうになります。丸2番義務的経費、勝車投票券払戻金、それからJKA交付金等、これの合計55億4,928万6,000円、備考の丸2番の上のほうに示しておりますがその額。丸3番の開催経費、備考のところに書いておりますが、主なものとして競走会業務委託料、本場開催のときに支出します場外発売事務協力費、選手賞金などこうした部分、市の収益保証額5,000万円を含む額として開催経費の合計が19億1,011万2,000円。それから丸5番になりますが、包括的民間委託料6億981万3,000円となります。次に開催以外に係る収支ですが、これについては先ほど言いました基金の繰入れ等がございます。施設改善基金の繰入れしたものが862万9,000円、それから国庫補助に係る耐震工事实施設計に係る充当をしておりますが、588万4,000円でございます。それから支出のほうとして、JKAの特例交付金の返済1億3,000万、これは29年度までありますが、この分の支払い、それからリース料の3,835万7,000円、それから耐震工事に係る関係の分、評価手数料82万1,000円と実施設計の委託料1,369万2,000円がございまして。それから地域公益事業。これは市の収益保証5,000万からの支出になりますが、868万円となっております。こうしたものを含めて、開催以外に係る収支、ここでは前年度の繰上充用金が入っておりますので、マイナス10億9,161万9,000円となっております。それから、重勝式に係る収支、これは昨年の平成28年12月14日のGIスピード王から発売開始となっておりますが、新しい重勝式の発売金、売上げの実績が5,452万8,000円となっております。それに係る関係の支出、払戻金、JKA交付金、それから開催経費として開催場の負担金、全動協にお支払いする特別拠出金、それから委託業者、日本写真判定に払う重勝式に

係る発売業務の委託料としての支出がございます。そうした部分を差し引いて、収益として404万1,000円となっております。こうした部分が、下にAプラスBプラスCというところで、全部の収支の合計が出ております。これが、1ページの1番上の上段の数字になっております。ということで、Cの収益保証5,000万円から、人件費等の固定経費、それから地域公益事業差し引いた分として1番下に示しております、三つの債務の解消額1,298万円となっております。次に、3ページ目の資料ですが、これは平成28年度の車券売上額、いわゆる売上げの状況、それから入場者数、利用者数の集計表になっております。こうして見ますと、1番左に総売上額が出ております。全体的にはほぼ底打ちの状態にはなっておりますが、今年度山陽の分、5段目になりますけど、上が今年の48日、前年度は45日となっております。売上額77億ということで、昨年度平成27年度が65億でしたので、その分の売上げよりも119%、12億プラスということになっております。1日平均を見ても111%になっております。それから、本場の入場者数につきましても、前年度比で日数が関係してございますので、1日平均を見ますと右のほうになります。右から7番目ぐらい、いや6番目です。ね100.2%ということになっておりまして、入場者についてもほぼ底と言いますか、今後いろんなイベント等をやっておりまして、本場の入場者数も特に土曜日曜いろいろ確保している状況ではございます。そうした状況もあって、今こういうふうな売上げの状況になっております。下のほうは今までなかったと思いますが、ミッドナイト、飯塚でミッドナイトを売りますが、参考に数字を挙げております。以上で、資料の説明を終了いたします。

河野朋子委員長 はい。説明が終わりましたので、質疑に入りたいと思いますが、資料に沿ってというか資料のほうから質問を受けたいと思います。資料1について何か質疑があればお願いいたします。よろしいですか。質疑なしですか。

大井淳一郎委員　今回繰上充用が10億円にってしまったということで、昨年が9億3,500万、その前が7億4,000万ということでだんだん上がってきております。返済計画をこの前見せてもらったようにこれに見れば、どうも来年度は12億ぐらいいくのではないかなと思うんですが、実際そのような経緯をこのような傾向になっている原因とこうしたことは大体30年度、32年度ぐらいまでかな。10億ずっと超えていくような感じになっていくんですが、その辺の見通しはいかがでしょうか。

上田公営競技事務所長　先ほど説明いたしましたとおり、三つの債務の返済がございまして。累積赤字、それからJKA交付金の返済、それからリース料の返済ということで、この返済を行う中で、先ほど言いましたとおりJKA交付金猶予の返済が平成28年度は1億3,000万、それから29年度、今年度でありますけど1億4,900万残っております。それとリース料が3,835万7,000円、29年度も3,835万円ですのでやはり29年度も同様の、もちろん債務の解消額の影響にもよりますが1億三千、四千あたりの累積赤字額という部分ではまた増える傾向がございまして、三つの累積債務の合計額については債務の解消額ほど減るようになります。それから30年度以降については、これまで三つの累積債務ということでございまして、今後は累積赤字額とリース料の残のみとなりまして、この平成30年度からは二つの累積債務に集中して債務の解消を行っていくこととなります。

大井淳一郎委員　説明受けたとおりなんですけれども、単年度収支を先ほど報告ありました資料1ですけれども、このように差引きしますとこれだけあるので今回繰上充用が増えたということです。今、説明がありましたようにいろいろな三つの累積債務について返済をしていく関係上、こうなってしまうことは理解できるんですけれども、肝腎な売上げはですね、昨年と比べると確かに売上げは上がってきてるんですが、それは開催日数が増えたことという関係で自然増になっているだけであって、基本的に

売上げをこれから伸ばしていかないことにはですね、どんどんこの予定計画と狂いが生じてくるとは思うんですよね。売上げを上げるために今後どのように対策を打っていくおつもりなのか、この点についてお答えください。

上田公営競技事務所長 はい。売上げ向上のためには、今後もですね、今業界内でいろいろやっていることがございます。もちろん各場でやるいろいろなイベント、それから売上げ向上策もございますが、いろいろ今この発売チャンネルとしてですね、発売のいろんな手法として本場だけでなく川口、伊勢崎の場間場外の発売、それからネット投票。今はこれが主流になっておりますが、業界のオフィシャルいわゆる J K A のほうでやっております電話投票の売上げの向上、それから今民間ポータルの上り上げもございますが、そうした民間を活用した電話投票の売上げ向上、それと今業界内でいろいろ進めております共用場外、競輪のサテライトで発売するオートレースの発売の箇所が 25 か所ございますが、そういったところも今まだ今年度平成 29 年度も増える傾向にはなっておりまして、そうした部分も拡大も図りながらやっていく。一方で、いろいろお客さんに仕掛けていく広報宣伝のほうとして払戻率の可変化の対応、それから先ほど言いました場外場でのいろいろな宣伝の仕方、今までに無かったいろいろな方法とかですね、そういうのを選手も含めた形の中でいろいろなところで仕掛けていきたいというふうには考えておりまして、全く何年前みたいに各場でそれぞれやっていたということではなくて、いろいろな協議を経ながらももちろん J K A それから経済産業省の車両室といろいろな意見交換をしながら、今業界の方でも経営成長戦略委員会というのがございます。こうした部分の中で業界含めて番組等も含めていろいろやっていきたいと思っております。勝ち上がりとか番組に係る組み方とかそういったところまでですね、とにかく売上げに直結することは図っていけるように今は意見調整というのできる構造になっていると思っておりますので、それを更に強めていきたいというふうにしております。

大井淳一郎委員　今回思ったより昨年からですかね、当たるんですいわゆる4重勝式ということで抜本的な売上げ向上策になるのではないかというところだったんですが、思ったより伸びていないというのが現状でございます。そうしたことを受けて、さらに新たな手を打つ必要があるのではないかと思うんですが、その辺のことは何かこの4重勝の改善も含めて考えておられるのかその点についてお答えください。

上田公営競技事務所長　これについては、重々発足当時から成立状況ずっと毎日見ておまして、いろいろ主体となっております日本写真判定のほうと調整はしております。やはり実績として平成28年度で500円だけの成立となりますが、27回の成立しかありません。そういった部分で収益も約400万というところになっております。今後29年度の仕掛けでどのようにやるのか。これについてはさらなる宣伝強化、当たるんですのホームページの改善というところ図りまして、日本写真判定のほうも新たに投資する中で今後売上げ向上を図るようになっていきたいというふうに思っております。もちろん業界内でもJKAとも連絡調整を図っておりますのでJKAにも協力いただけるところもお願いしながら、この重勝式がまだ可能性があるというふうに捉えておりますので、その辺、より売上げ向上を図れるべき調整を図っていけるよう努力してまいります。

笹木慶之委員　今の売上げ向上のことがありましたが、資料の3ページの中に電話投票利用者という欄がありますね。以前から言っておりますが、電話投票は非常に有効的な発売額の増加につながる要素を持っていると思うんです。それで前も言いましたが、要は口座の開設が非常に手続きが厄介ということですね。口座が開きたいが口座がなかなか開けないという人もいろいろおられるようです。そのことを前回は聞きましたが、前回はやるようなやらんようなよく分からんような答弁がありました。その辺はどのように考えておられるんでしょうか。まずお尋ねしま

す。

上田公営競技事務所長 笹木委員さんが言われるのはいわゆる電話投票の特にオフィシャル部分で、これまで山銀等で口座開設できた部分あると思います。もちろん昔の20年前頃、まだまだ民間ポータルとかいわゆるネット投票というところではなくて、携帯で番号を押して投票するというような状況のときに、主に年間集中的な形で電話投票の会員を増やしてきたところがございます。やはりどうしても、山口銀行とかそういう都市銀行関係の口座の設定となりますと限られたところがありましていろいろに難しいところはあるんですが、これについては前回そういうふうな意見が出たということで一応次回JKAのほうには検討依頼をしております。JKAといたしましても、それに係る部分の会員登録とかそういうふうなことができるようにお客さんに宣伝していくことも強化しないといけないというふうには言っておりますので、課題としてJKAも今認識している状況ではございます。

笹木慶之委員 それでね、状況は随分動いているとは思いますが、場外発売所がどんどん今増えてますね。窓口はどんどん増えてるんですよ。宣伝効果もかなり効いておるといふふうに思ってますが、一番肝腎な最後の部分購入という部分で二の足を踏むという形がありますので、やっぱりこれが一番効果的な売上げ増加の手法と思います。ですから、どうかこの辺を簡略化して多くのファンが口座の開設できるようにみやすい方法を早急に検討いただきたいということを申し上げておきます。

岡山明委員 大井議員と同じような質問になるんですけど、今度充用の金額が10億9,000万。この金額は今、リース代とJKAの猶予金の形の借金がずっと加算していると。毎年約1億9,000万、今回リース代が半分になってますので1億6,000万ぐらいずっと加算している状況で、いよいよ来年から今年でJKAの猶予金が1億4,900万ですけどその分が減ってきます。ということで、30年度からいよいよ充用

金自体の加算する金額が恐らく1億3,000万分少なくなると。じゃあ30年、来年度予算の充用金の金額が今も10億9,000万プラス3,000万、4,000万程度も加算すると今まで1億6,000万、1億9,000万の上乗せがあった分が、来年度いよいよJKAの充用金が無くなりますのでその充用金自体の金額が縮小されるという理解でよろしいですかね

上田公営競技事務所長 先ほど説明いたしましたリース料の返済については、平成28年、29年度、3,800万の状況になっておりますが、30年度からは27年度まで支払いしていた約7,700万のリース料の額になります。7,671万3,000円ということで、いわゆる累積赤字額としての額は、増える額はぐっと減ってくるんですが、いわゆる債務の解消額が今年度1,298万ということで、29年度末はそれよりも債務の解消額は確保できるというふうに捉えておりますので、そういった部分で30年度からは増える傾向にはございますが、やはり7,700万といたしますとかなりの債務の解消額になります。増え幅はぐっと減ってくるんですが、逆に言えば今後いろんな取組をしていく中で、7,700万を超える債務の解消額になれば、その年から累積赤字額が減るというふうにはなります。そういうふうに考えております。

岡山明委員 今言われたように、残りのあとリース代、今回は昨年と今年で半額になっていきますので、3,800万と。そういう形で言われた7,600万近い金額は充用金の中で加算されると、そういう毎年加算されるような形、売上げが今の現状であれば同じようにずっと加算されるような形になりますかね。

上田公営競技事務所長 7,671万3,000円が加算されるというよりは、7,671万3,000円から債務の解消額、極端に言えば3,000万あれば、4,671万の分が累積赤字額に加算されるということになります。だから、これまでの1億9,000万、今年が1億5,500

万ございますが、そうした1億台というふうな累積赤字の増え方というのは、もう無くなるということになります。

岡山明委員 今の現状の中で、一番手っ取り早いんですけど、その充用金額が、例えばゼロになると、そういう形になると、売上げに加算すると幾らぐらいの金額になりますか。今の売上げに対して充用金の部分が、上昇幅がほとんどなくなると、見た目が逆に下げられるような形になると、そういう分岐点と言ったらおかしいんですけど、それが売上げの幾らぐらいのベースで大体考えられていますか。

河野朋子委員長 今の質問の意図は繰上充用金がゼロになるためには、どれぐらいの売上げが必要かということによろしいですか。そういう質問に対しての回答をよろしくお願いします。計画では繰上充用がゼロになるのは示されていますよね。46年度でしたかね。それに向けて、どれくらい売上げがあれば、そこにいけるかという質問でいいですかね。

上田公営競技事務所長 売上げといいますと、少し難しい部分がございますが、平成28年度決算見込みで約1,300万というところで、29年度以降、ある程度累積債務解消額を増やしていく、いろんな取組をする中、もちろんこの中には重勝式も入っておりますが、それを余り計算しなくても、その売上げだけにかかっていきますと、やはり平成28年度が77億ということで、いろいろ収支状況を図る中で、もちろん包括的民間委託の部分も前回3月に説明しましたとおり、29年度以降の方針としては協議しておりますが、委託料6億2,000万、そして市の収益保証が6,000万ということで、それに基づいて年度末の精算ということになっております。ということで29年度以降はある程度、そうしたスタート時点での累積債務の解消額の確保になっております。売上げについて、今後77億をよりキープして、77億をより増やしていく。今後、いろいろ取組、今業界の中でも今後三年、四年後に向けて、いろいろ取組を図ろうとしております。これは今、業界の中でもやっておりますの

で、そうした取組をしながらやっていきたいと思います。もちろん売上げについては77億から80億、あるいは85億というふうな形で売上げを出していくことも大事ですが、その中の工夫をしながら、もちろんいろんな取組の中で、そういった収益、債務の解消額を確保していけるようにやっていきたいというふうに考えてもいますので、いわゆる売上げが幾らだから、債務の解消額がこれだけになって、リースの返済が38年度に終わります。そういったところも踏まえて、売上げ向上を図りながら、あるいは債務の解消額を図るといふ、解消額を確保するということが重要でございますので、ある程度、今の77億ではそういう状況でございますので、80から85億の間にいけるようになれば、ある程度そうした部分のリース料の債務の解消額を超えるような、リース料の債務を超えるような債務の解消額になれば、もちろん繰上充用がなくなりますので、そうした状況にいけるように、特にこの3年、4年の取組というのが重要になってくるかと思えます。

河野朋子委員長 今のでよろしいですか。今に関連して、前回の議会で債務の返済計画を示していただきましたよね。それは売上げをある程度どれくらいに想定して、こういう計画を作られたのかというのもすごく気になるところで、前回の議会ではそういったことについては質問していませんでしたんですけど、そもそもさっき岡山委員が言われたように、どれぐらいの売上げの目標を持って、それに基づいて計画を作っているのかということも気になるので、関連してお聞きしますがいかがですか。そういった数字は出していないのかどうかとか、そういったことですよ。

上田公営競技事務所長 なかなかその売上額ですと、いわゆる開催収支の売上げ、それに関わる部分でいろいろ工夫があるかと思えます。もちろんこういった部分は、昔のいわゆる民間ポータル。それから共用場外をやった部分と違って、いわゆる収益構造が変わっております。いわゆる本場開催、それからオフィシャル投票、電話投票、これについてはすごく売上げを伸ばせば、即収益として上がってきます。もち

ろん、その一方、民間ポータル、共用場外については、売上げが確保できつつも、やはり委託料等で払う支払額というのがあるので、同じ売上げに対する収益の額というのが全然変わってきているので、単純に売上げ額を伸ばしつつも、どこを伸ばすかというターゲットもまた絞られてきます。そういった部分もあって一概に総額の、28年度は77億ですが、これがどの程度の金額になればというよりも、どこの収益をどういうふうに伸ばして、最終的に開催収支の収益を伸ばすかというのが重要になってきておりますので、もちろん目標がございますが、いわゆる今後、今は単年度、単年度で目標を設けております。30年度は今予算どおりの80億を目標にして、最低でも28年度の77億を上回る、78億、79億、そういった部分の売上げを伸ばすように考えてきておりますので、27年度から28年度の12億というのが、27年度がある意味悪すぎたというところがございますので、毎年度早々10億以上の売上げを見込めるということはないんですが、一応私たちの見込みとしましては毎年度最低でも1億、できれば2億、3億の売上げを伸ばすような形、そして三、四年後にはいろんな取組を図る中で、売上げ増を図るというふうには考えておりますので、なかなか説明がしにくい部分がございますが、そうした状況ではございます。

河野朋子委員長 今、具体的な売上額というものがあ程度設定された上での計画ではないということでは分かりましたので、そこが確認したかったのと、今回10億ぐらい売上げが伸びていますよね。結局、売上げがこれだけ伸びているにもかかわらず、累積赤字の解消額を見ると、1,000万とか、すごく少ないわけですね。なぜこういう仕組みになるのかというのももうちょっと。単純な質問ですが、これだけ売上げが上がって、やはり何か出るところにやっぱり、その辺りどうなんですか。その辺りを少しお聞きしたいんですけど。10億も伸びれば、解消額ももう少し上がるのかなと思ったんですが、繰上充用額のほうが、むしろこういう形で増えているというのは、どういうふうに理解したらいいのか、その辺りの仕組みがよく分からないんですけど、どうですか。

上田公営競技事務所長 これにつきましては、平成26年度から日本写真判定と共同事業ということで包括的民間委託の契約をしております。その中で26年度、27年度、28年度もですが、市への収益保証、この5,000万円を優先して確保しております。26年度は6億2,000万。27年度につきましては市の収益保証を優先する中で、約4億5,000万円弱の委託料になってきております。これについてはいろいろ改修等を行った、そういった部分を踏まえた中でそういった状況がございます。28年度についてはそうした状況、27年度4億5,000万の委託料になったこと。そういったことも踏まえてはおりますが、やはり収益保証の5,000万を確保するというで、先ほどの資料の中で示しましたとおり6億981万3,000円というふうな委託料になってきた経緯によりまして、市への収益保証5,000万の中からの解消額となっております。これについては先ほど言いましたように29年度からは、市への収益保証は6,000万円の基本方針ということで協議済みでございますので、今後は開催収支であれば、最低でも二千何百万かの債務解消がございますので、今後、重勝式も踏まえまして、三千、四千というような債務解消額になれるように努力していくように考えております。

河野朋子委員長 委託契約の契約料ですかね、その辺りとすごく関連しているということも今分かりましたけれども、ほかに質疑があれば。

中島好人副委員長 繰上充用額の問題なんですけれど、いわゆる歳入に対して歳出が不足するという額で、この計画表ではその額が赤字額というふうに欄で計算されていますが、そういう見方でよろしいでしょうか。

上田公営競技事務所長 これについては平成26年度から議会、委員会のほうには説明しておりますが、今回も三つの累積債務の解消ということで、合計で1,298万円の解消をしております。私たちとしてはその三つ

の債務の解消ということで考えておりますので、実質的な単年度収支は黒字として捉えております。これについてはよく指摘がございますが、JKA交付金の猶予分の返済、それからリース料、これは合併前のそういった部分の負債でございます、もしそれがなければ合併後は黒字が継続している状況でございます。これについては定例の総務省のヒアリング等で私たちも県と一緒に総務省のほうにヒアリングを受けて説明しておりますが、あくまでも過去の債務の解消、負債の解消ということで、特にそれ以上の指摘は受けておりません。それから経済産業省のほうに報告しております、いわゆる小型自動車競走法の規則の32条報告、これについても報告を行っておりますが、いわゆる一番ターゲットになります営業収支ですね。営業収支と投資的収支がございます。特に営業収支の部分について報告している部分については、これは黒字になっておりますので、そういったところで経済産業省のほうもいろんなところで言うておりますが、山陽については黒字だというふうに捉えておりますので、私たちもその意味として捉えております。

中島好人副委員長　なかなか説明が詳しくて分かりづらいんですけど、端的にね、ここに赤字額というふうに掲載されているけどもそうじゃないんだというところの分かりやすい根拠というのは一定必要じゃないかというふうに思っているんですよ。ずっと専門的にばあーつと言われてもなかなかこの表では読み取れないところがある。それはなぜかという、要するに回転しているわけでしょ。要するに前年度が9億3,000万で、例えば今年度も9億3,000万だったら、簡単に言えば、流れで同じというか、同じ流れですけども、事業も何も変わらずやったらそういうふうに回転していくわね。次の収益からもらうんだとこういうふうな回転していくというので理解はできるんですけども、だからそういう意味ではその回転のために充用金が必要で、だから事業が大きくなるのか、今言われたように返済にしても今年度よりも次年度のほうが多く収入が得られるという見込みの中で充用額も拡大するんだと、こういうふうな解釈でよろしいんですか。

上田公営競技事務所長 少し端的に言います。やはりこれまで26年度から説明をしておりますけど、三つの累積債務の解消額、これが最終的に1,298万あります。約1,300万弱ございます。これがいわゆる実質的な単年度収支の繰入れとして捉えております。先ほど言いましたとおり本来このJKA交付金の猶予分の返済、それからリース料、これは合併前の返済の部分でありまして、もしこれがなかったら毎年、これまで合併後約15億以上の解消をしてしておりますけど、15億の黒字があったというふうになりますので、分かりやすく言えばそういうことになります。合併後黒字が継続しているというふうに捉えております。一度も解消額がマイナスになったことはございませんし、今後も1,000万は切れることのない、来年は少なくとも2,000万以上は確保できておりますので、そうしたところは私たちの運営としては全然継続していける状況というふうには捉えております。

中島好人副委員長 だからトータルしてこれだけが黒字というふうに考えられるんですけど、今説明で分かりやすかったんですけども、要するに充用額が前年度より多くなっているのが、例えばその上の重勝式なんかでも、このたびは500円というのが27回ぐらいで、結局400万ぐらいしか収益が上がっていないと。しかし、今度はいろいろな宣伝等で多く収入が見込まれる状況にあるから、場外もそうだし、サテライトもそう、見込みがあるからその収益から今までよりかようけ繰り入れても大丈夫だという判断の中で、この充用額が増えているんじゃないかというふうな予測も立つんじゃないんですかという話なんですけど、分かりますかね言っていることが。

川地総合政策部長 多分、副委員長が言われるのは二つのことが混ざり合っているんだろうと思うんですよ。基本的に一番上の赤字額っていうのは単年度収支だけの話なんですよね。28年度の歳入見込みがあって、歳出見込みがあって、実際にやるとこれだけ足りないから次年度からお金を

持ってこようというだけの話であって、これが10億9,000万になっている。実際はJKA交付金とリース料については過去の負債でございます。負債ですけれども将来的にこれは払わなければならない。払う必要があるから、今払っていますけれども、そいつが累積欠損の中に含まれますので、払っていますけどそれが払えないので単純に累積欠損が膨らんでいるだけの話でございます。実質的にそれを除きますと、先ほど上田所長が申し上げていますように黒字額をキープしているということでございます。それからもう一点は、今後の収支計画もありますけれども、本来の収支計画につきましては通常の開催分ですね、先ほど2枚目の表にもお示しをいたしておりますけれども、通常の開催分、これは収益保証が非常に関わってくると。それとは別に、重勝式の分、これは通常価格とは別の方式で実質収支を出します。更には、ここには盛り込まれておりませんが、新たな方式についてもいろいろと検討をいたしておりますので、それを盛り込んでこの収支計画を作っております。従って、売上額が何ぼだからこういうふうにとんだけ伸びるのではなくて、あくまでも通常の開催分は最低保証額と包括民間委託料の額を照らし合わせて数字を出すと。それプラス、重勝式については新たに、別に黒字額を出す。それからもう一点は、新たな更に検討している分についてもこれを想定して出したものが実質の今後の黒字額というふうに見込んでいまして、それらを合計するとなんとか45年度には全部が解消できるのではないかというふうな試算をいたしておりますので、先ほどから出ておりますように、じゃあ売上げがとんだけあったら解消できるかというのはちょっと単純なものではございません。いろいろなものが絡まり合って、この計画を作っているということだけは御理解をいただきたいというふうに思っております。

中島好人副委員長 この計画ですけれども、この売上金が10億7,000万の計画から今回は9,000万と、こういうところと併せて計画との差異ですね。その原因について端的に教えていただければというふうに思います。

川地総合政策部長 これもちよっと本会議で御説明を申し上げましたが、当初は11月の臨時議会で重勝式だけの補正予算を組んだときに3億か4億ほど計上しておりまして、実際それが5,000万になったわけですが、その実収支が二千数百万になりますよと。プラス通常分で三千数百万円になりますよということで、そういった意味でここで3,000万ってしておったんですが、先ほどからちょっと御説明をいたしておりますけども、結局重勝式につきましては2枚目の表で400万程度しかありませんでした。これがかなり影響しているということで結果28年度、3,000万の解消額の予定が1,300万というふうな結果になっております。しかしながら、29年度以降につきましては、この重勝式につきましては、各関係機関と一緒に啓発をすとか、更には実際に笹木委員がおっしゃるとおり、いかに買いやすくするか。やはりこれが勝負であろうと。したがって、買いやすいようにいろいろなことを関係機関とも考えております。例えば手数料の削減ですとか、そういったことも考えながらいかに売上幅を伸ばしていくかということも今考えております。そういったことを考えておりますので、28年度は実質は実際に重勝式も伸びておりませんが、29年度につきましては今後伸びていくだろうという判断をいたしております。

大井淳一郎委員 さっきの関連なんですけど、29年度はこの「当たるんです」が予算どおりにいって、今の収支計画は組んであるということですか。そこを確認したいと思います。

上田公営競技事務所長 予算額で組むと相当な解消額にはなると思います。ただ、ある程度、さっき川地部長が言いましたとおり、開催収支、これをしてしながらあくまでも別に重勝式はあるということで重勝式のほうももちろん見込んではいくんですが、ある程度これは、うちにとってはリスクのない方式。ただ開催収支についてはいろいろ支出もございます関係で、もちろん解消額を確保していくんですが、ある程度の重勝式の部分

は確保しておりますが、予算額となりますとかなりの収益になります。もちろんその予算額どおりにいけるような努力をしていく必要はありますが、そこまでを踏まえた額には、もちろん厳しい見方で重勝式のほうは見た数字になっております。

大井淳一郎委員 別の質問をしましょう。収益保証のことが再三出ておりますけれども、現在6,000万ということで、これは日本トーターのときはたしか売上げに応じてというのがあったんですが、そういった附帯的なものは、現在、現状についてお答えください。そういうのがあるのかないのかについて。

河野朋子委員長 契約内容ですね。契約内容について。

上田公営競技事務所長 25年度までは、日本トーターと契約しているときには、いわゆる売上げに係るパーセント、あるいは最低保証、それから施行者の努力による収益保証という額がございましたので、三つの累積債務の解消額につきましても、約2億近い部分がございました。ただ、やはり山陽オートを継続していくと踏まえる中でいろいろ業界の中で調整していただく中で日本写真判定と委託契約は継続できたということで、そうした部分を優先するようなことになりましたが、26年度からは収益保証がいわゆる5,000万というふうになってきておりましたので、いわゆるこの5,000万の中からはいろいろ工夫しながら、債務の解消額を確保していくという、根本的に変わってきている状況ではございます。ただ先ほど言いましたように29年度からは収益保証は6,000万円を確保できる基本方針として協議は済んでおります。

大井淳一郎委員 私が聞きたいのは売上げが例えば上がったら6,000万が7,000万になる。あるいは下がれば6,000万が3,000万になるとかそういった可変的なものはないということでしょうか。

上田公営競技事務所長 可変して変わるということはありません。

大井淳一郎委員 それと売上げの向上策をいろいろと考えておられるのですが、こうして先ほどの表を見ると、どうも民間ポータルと一番多いのは場外の売上げの専用場外ですか、これが前年度で348.1%ですよ、売上げベースで。利用者数ベースによると479.5%ということで、これは別に山陽だけじゃないんですけど、全般的に言えることなんですけれども、どうも収益構造が大分変わってきて偏りが出てきていると思うんですよ。つまり本場の活性化はもちろん必要ですし、入場者数も増えるにこしたことはないんですけども、全国的な流れからみてもインターネット、電話投票関係、あるいは場外場で買うと、宇部のああいうところで買うといった、そういった収益構造が変わってきているのを踏まえて、これは再三質問していることなんですけれども、それを受けてどのように、やはりそういった傾向って無視はできないと思うんですよ。これに対して今、どうやって対策を打っていくのかについてお答えいただければと思います。

上田公営競技事務所長 やはり全体的に売上げを伸ばすということで、もちろんサテライトで発売拡充をしていく、これについてはいろいろな例えば北海道の石狩とか東北地方で発売をすると、やはりそれだけのオートレースという認知そのものの宣伝効果というのが非常に波及効果があるということで売上げには見えないもっと先の将来的な効果ということのを踏まえて、これはこれで重要です。ただ、全体の中では前年度からはかなり増えていますけど、やはり売上の的にはまだまだ8%ということで左側の場間場外、いわゆる川口、伊勢崎の本場で、例えば山陽本場で川口で売っていただく、そういった部分の売上げというのがやはり4割、半分近くございます。もちろん本場開催の分が10%ということで、よその場を見ますと川口なんかは3割あるということで、うちの場はちょっと少ないんですが、もちろんそれほど場間場外、いわゆる川口、伊勢崎

に関わる分が大きいというふうな構造になっております。もちろん山陽の本場が9%とはいえ、本場開催を伸ばすということが即収益の拡大幅が大きいので、この辺は日本写真判定もすごい重要視しております、特に本場開催の売上向上、いろいろなイベント等をやっておりますが、そうした部分での確保、それから場間場外、いわゆる川口、伊勢崎でやる場間場外ということで、今までなかった大きいレースのときに川口、伊勢崎に赴いていろいろなイベントを独自でやる。もちろん施行だけではできませんが、いわゆる日本写真判定のほうであればもちろん東京のほうに本社がございます。JKAにも協力しながら、私たちは直接行けなくてもそういったところのイベントを図る。あるいは同じ関東地方で一番よく売れている新橋の場外発売所の前でいろいろなイベントをやるというふうな形で、どこを重要視するか、もちろん民間ポータル、それから専用場外の部分もありますが、そういった川口、伊勢崎などの場間場外の売上向上策、それからもちろん先ほどいろいろ指摘がございましたが、オフィシャルの電話投票の向上、そういうものをターゲットにしてやっていくということは、より強めていかなければならないし、もちろん業界の中でもよく協議しておりますけど、そうしたところは戦略的に考えていこうというふうには思っております。

大井淳一郎委員　これは予算でも質問したんですけれども、当たるんですが今伸びていないことを受けて、今のシステム上ではインターネットでの購入に限られていると思うんですけれども、これをいわゆる本場とか場外売り場で当たるんですが購入できたら、先ほど委員のほうからもありましたが、より買いやすくなるのではないかとということがあるんですが、そういったことは今検討されているんでしょうか。

上田公営競技事務所長　当たるんですにつきましては、今いわゆるネット投票が主流になっております。もちろんこれは伊勢崎でやっている重勝式もネット投票ということでこうした部分はネット投票が主体というふうには考えておりますが、ちょっと今年度すぐにというのはないんです

が、そういった部分の主流で考えておりますので、なかなか発売所、本場とかそういった部分での発売というのはなかなかまだそういうところには行き着くところではございませんが、ちょっと今この当たるんですの売上状況が悪いということで先日も3月に山陽場では一番大きいレースがありました、そこで当たるんですののぼりを着けながら本場に来るお客さんにも当たるんですの認知を図るいろんな努力もしておりますので、そういったところは各場もいろんな本場で当たるんですのCS放送で宣伝したりというふうなこともございます。宣伝は本場等でもやっておりますが、あくまでも日本写真判定が一番最初の目的で言っていましたとおり、宝くじユーザーそういった分のオートレースのお客さんというよりももっとそういった一般のお客さんを含めた中でのターゲットにしておりますので、そういった部分でネット投票ということになっておりますが、今の宣伝部分については今いろんな本場とかでもいろんな宣伝はしております。発売については今後の一つの課題としては考えますが、いわゆるネット投票の中心であるということは基本にはなるかと思えます。

大井淳一朗委員 私よく分からないんですが、競馬でウイン5ってありますよね。あれはインターネットだけですか、それともウインズでも。（発言する者あり）ウインズじゃ買えない、インターネットだけ。ああそうですか。じゃあなかなかほかのと比較しても無理かもしれませんが、独自性出すためにもそういったこともあるし、前予算の審議のときでも言いましたけれども、ギガですね3万5,000円、これがなかなか成立が難しいということも考えれば1億円という名目も魅力的ではあるんですけれども、額を下げるといって、額をもうちょっと設定を考え直すとかそういうこともしていただければと思います。これは要望というか、前も言ったことなんで。お願いしたいと思えます。

河野朋子委員長 今の関連ですけど、本場に来られる方と今の当たるんですの客層というのはどういったふうになっているんですか。ダブっているん

ですか、それとも全く。その辺りの分析されているんですか。

上田公営競技事務所長 全く違うと思います。やっぱりネット投票、一番分かりやすいのが民間ポータル。例えば民間ポータルの分で行きますと、全くこれは本場に来られるお客さんは、議員さん方も本場に来られると分かると思うんですが、やはり50代、60代のお客さん、もちろん若いお客さんもおりますけど、そうした年齢構造がございます。ところが民間ポータルのいわゆるネット投票の電話投票の民間ポータル見ますと、私たちが想定以上にびっくりするのが、20代、30代、40代でもう民間ポータル、ネット投票が半分以上含めるんですよね。いわゆる地方でいいますと関東地方が多いというふうになっておりますので、当たるんですについてはまだそうしたところの状況というのが今動いてきておりますので、それとまだ実績がちょっと少ないということがございますが、それに近い状況だというふうには捉えております。

河野朋子委員長 そういったことで本場での宣伝ももちろんいいと思いますけど、そういうターゲットが分かればそういうターゲットに向けての広報とかそれにもうちょっと力を入れていったらいいんじゃないかなというふうに今の意見聞いて思いましたので、お願いします。

岡山明委員 今回の関連でちょっと申し訳ないですけど、今本場例えば話があるんですけど、本場でインターネットの今実際やっているのが4重勝の分はインターネットですね。じゃあ本場でインターネットの受付をされたらとそれはちょっと横に入るんですか。本場においてインターネットの受付をすると、受付といたらおかしいんですけど、今言われたように委員のほうからも難しいと、手続が大変なんだと。そういう意味でそういう職員じゃないんですけど、そういう方をインターネットで紹介すると、当たるんですの紹介をするような形とそういう本場においてそういう担当者を配置するという形で売上げを上げるとそういうことは考えられるかどうか。その辺ちょっとお聞きしたいんですけど。

上田公営競技事務所長 先ほどちょっと説明いたしましたが、3月の特別GIで発売うんぬんというのはまず会員登録をしてからでないでネット投票できませんので、その会員登録に促す形で当たるんですがありますよということで、いろいろ本場に来るお客さん、なかなか本場に来るお客さんはこれまで日本写真判定のほうに言っていたんですが、なかなか認知いわゆるネット投票ですので、ネットでの宣伝を強化してはみたけど、そういった目に見える部分、本場に来たお客さんが当たるんではないのを知っていただくために、そういった部分で会員登録を促すいろんなイベントはしてきてございますので、今後もお客さんが見込まれる記念レース等でそういったところは今岡山委員が言われるようにそういった取組は継続してやるべきだというふうには私たちも思っております。

岡山明委員 まあギャンブル性もあるし、射幸心もおおるといふ部分であるんでしょうけれど、売上げの一面に関してはその本場にいらっしゃる方がインターネットで打ち込めば、会員になる可能性が多分にあると。本場に来られるけど会員になってない方が結構いらっしゃる。そういう方を対象としたインターネットの受付をしますと。受付をここでしますというような形でのぼりと一緒に宣伝するとその辺も今後考えていただきたいなと思います。

河野朋子委員長 意見ということでいいですかね。質疑まだあれば。

中島好人副委員長 気になってしょうがないんですけども、どんどんどんどんそういう形で射幸心をおおるとこういう話を進められているんですけども、国においてもギャンブル法が成立してですね、それに対する依存症に対する対応策ということも何らかしなればいけないという方向が出ているんですけども、そういう明確ななんか具体的な方向が出されているのかどうか、その辺はどうでしょう。

河野朋子委員長 それは以前からずっと質問が出てますが、以前と何か違うことがあれば言ってください。

上田公営競技事務所長 これについてはいろいろ協議において先日も開催執務委員長会議があったんですが、結構こういうところがメインになっております。実は、現在政府においてはI R実施法案これを策定するのと並行しまして、これに関連して今中島副委員長言われましたとおり、ギャンブル依存症基本法案の制定を目指して今年度中には国会に提出される予定になっています。これに伴いまして、公営競技におけるギャンブル依存症対策、これについても施行者へもいわゆる私たちの施行場についても検討するように経済産業省に求められています。今年に入ってから、ほかの公営競技いわゆる競艇、競輪等ございますが、これと足並みをそろえるような調整も進んでいるところです。既に一部進んでいる対応もあります。例えば、依存症相談窓口体制の強化としてJ K Aのほうには相談コーナーとして電話、ホームページ等において相談に対応する体制を作っております。場合によっては専門病院を紹介する体制になっております。また今後は、各施行場においても運用ガイドラインに基づく、これのひな型も今J K Aのほうで作っているんですが、そうしたところに基づく対策担当窓口、そういったところの配置業務、それからいわゆる出走表、それから発売窓口等での注意・啓発、それからJ K Aによるポスター、それから今後記念レースの私たちのG II、G Iのポスターにもそういった部分の啓発に示されるような言葉も入るようになっております。今後もこういったことは進めていくように業界内で随時協議して連携を図っていく予定になっております。

河崎平男委員 やはり売上向上というか、関係機関等も地元にとっても本場売上げというんが、入場者増に向けて努力されるというんがやっぱり一番だと思います。そういった中で今までも例えば固定ファンが千四百、五百人おる中で払戻率の多く、普通80%の払戻しをやるときにですね、売

上げ向上というのはなっちゃんですか。

上田公営競技事務所長 これまでも払戻しの可変化についてはいろいろやってきました。昨年度平成28年度はSG、それから特別GI等での準決勝、それから優勝戦でも行いました。今年度、平成30年度になってからは、これはJKAのほうでポスター作りながらグレードレース7ということで、7レースだけをターゲットにして払戻率を80%にします。実はこれ余りうちで言うのもあれですが、山陽場で独自でやった部分があります。これは5レースと9レースで。5レースと9レースで払戻しを80%とすることによって、恐らく2連単の払戻しを80%にすることによっての売上げの山ができるだろうと。その山ができたときに後どのように影響するかというのを1日2回見て、それを普通開催でやってみようということで実際にいい結果が出ております。それも踏まえて、今年度はSG、GI、特別GI、GIIまでグレードレース7ということで払戻しの可変化をしております。もちろんこれはポスター等で宣伝しながらも、誰が見ても分かるように、例えばうちでは7レースのところをグレードセブンというふうに表示している場もありますが、うちは誰が見ても分かりやすく2連単払戻率80%競走（予選）（一般選）という形でやっております。初めて見た人もさすがにこのレースは2連単80%やなというの分かるということで、いろいろ実績が出ております。今これについてはいろいろ80%にすることによって、もちろん払戻しの経費が掛かるんですが、いろいろ全動協それからオートレース振興協会の支援も若干あるんですが、今JKAが分析しているのはこのまだまだ今後やっていくのに実績を見ないと分からないんですが、そういうような助成、支援がなくてもこの部分の効果はやっていけるんじゃないかというふうな見込みが出ておりますので、今後もしこうしたところ、いろんな取組を業界内で協議しながらやって、今ようやくこの段階に来て、払戻可変化の、一番これが最もお客さんに貢献できる、分かりやすいファンサービスではないかというふうなことが業界内で言っておりますので、これは今後もずっと考えていきたいというふうに思っています。

す。

河崎平男委員 是非そういうやっぱオートレースのファンのために、是非ともそういう本場に来られる、また楽しみに来られるファンをやっぱ獲得するというんで、いろんなものを作ってほしいなと思います。やっぱレースを見て皆さんそう当たった、当たらんとかですね。そういうそれとか単車とか音とかいろんなレース来て楽しむというんが、やっぱ主でありますので、その辺の分を力を入れていただいたらファンのためになるかと思えます。

河野朋子委員長 意見ということでいいですね。ほかに質疑。なければよろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）質疑を打ち切ります。それでは討論に入ります。討論はありませんか。

中島好人副委員長 今河崎委員の言ったように、本来のオートのファンというか、オート事業一定の専門知識なりそういうところでの参加していく、そういうところでのこのたびの繰上充用額というのはそのものだったら私は賛成ですけども、しかし、今それとは全く違う重勝式の当たるんですということは、これは本当にそういう専門知識がなくても、しかもさっきも言ったようにネットの若い20代、30代の人たちも言うならばと参加できるわけですから、そういう意味では非常に危険性もあるし、また若者が額に汗して働くと、こういう本来の姿から、そういうふうに見てみると、なかなかそういうのがあるとすると、それをまた収益を多く見込んで買いやすいようにするんだと、こういうふうになっていく事業ってね、本来のオート事業とはかけ離れていくんじゃないかという危惧もありまして、この議案については反対といたします。

河野朋子委員長 ほかに討論は。では本議案について採決をいたします。本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

河野朋子委員長 賛成多数ということで、本議案は可決すべきものと決しました。お疲れ様でした。それでは5分間休憩していいですか。5分間休憩いたします。

午前11時19分休憩

午前11時25分再開

河野朋子委員長 それでは委員会を再開いたします。審査内容の2番、承認第2号山陽小野田市税条例の一部改正に関する専決処分について担当課の説明をお願いいたします。

藤山税務課長 それでは税務課から、承認第2号の山陽小野田市税条例の一部改正に関する専決処分について、概要を御説明いたします。今回の条例改正は、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律が平成29年3月31日に公布され、一部の規定を除き、4月1日に施行されることに伴う所要の改正であり、地方自治法第179条第1項の規定により、平成29年3月31日に専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものであります。お手元に参考資料として「山陽小野田市税条例の一部を改正する条例、山陽小野田市都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の概要」をお配りしておりますので、これに沿って御説明します。専決処分する主な内容ですが、まず第33条について、特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得について、損益通算及び繰越控除等を行うために提出された申告書に記載された内容により、市長が納税義務者の意思を勘案して、所得税とは異なる課税方式、申告分離課税、総合課税、申告不要により個人住民

税を課税することができることを明確化するものです。次に、第61条について、被災者生活再建支援法の対象となる市において、災害により滅失・損壊した償却資産に代わるものとして市長が認めるものを取得等した場合、当該償却資産にかかる固定資産税を4年度間2分の1とするものです。なお、ここでいう被災者生活再建支援法とは、自然災害によって生活基盤に著しい被害を受けた人に対して、都道府県が被災者生活再建支援金を支給するための措置を定めた法律のことです。次に第63条の2についてですが、高さが60mを超える建築物のうち、複数の階に住戸が所在している居住用超高層建築物、いわゆるタワーマンションのことですが、この各住戸の固定資産税、都市計画税につきまして、一棟全体の固定資産税額を各区分所有者に案分する際に用いる各住戸の専有部分の床面積に、住戸の所在する階層の差異による床面積当たりの取引単価の変化の傾向を反映するための補正率、これは、最近の取引価格の傾向を踏まえ、居住用超高層建築物の1階を100とし、階が一を増すごとに、これに、約0.256を加えた数値ですが、この数値を反映させることにより計算します。ここまで説明しました計算方法を下の2番目の米印の改正後のところで示しております。先ほどの1階を100とし、階が一を増すごとに、これに、約0.256を加えた数値とは、その計算式の階層別専有床面積補正率を指します。ここの部分が、その上の米印の改正前の計算式とは異なっているところです。そこに載せております参考案分イメージの表は、総務省の資料からのものですが、現行(A)の税額が今申した改正前の計算式でありまして、補正後(B)の税額が改正後の計算式であります。この表では、一番下の合計が改正前、改正後で1,000万円と同じです。改正前は1階から50階までが税額全て20万円と同額ですが、改正後では一番下の1階で税額が18万8,179円、一番上の50階で税額が21万1,821円で、この差は約2万3,000円となっております。このようにして、タワーマンションにつきまして、各住戸の税額を計算するようになったのですが、本文に戻りまして、各住戸間で天井の高さ、附帯設備の程度等について著しい差異があれば、現行の区分所有に係る家屋と同様に、区分

所有者全員の協議による申出によって、差異に応じた補正を各住戸の税額に行うものであります。次に、第63条の3についてですが、被災市街地復興推進地域に定められた場合には、震災等発生後4年度分に限り、所有者の申出により発生前の共用土地に係る税額の案分方法と同様の扱いを受けるようにするものです。なお、ここで言う被災市街地復興推進地域とは、大規模な災害により相当数の建築物が滅失した場合に、土地区画整理事業等を実施することを目的に、市町村の都市計画で定めるものです。次に第74条の2についてですが、災害により住宅が滅失・損壊した場合、被災日の属する年の1月1日を賦課期日とする年度分の固定資産税、都市計画税について住宅用地の特例が適用されていれば、被災後に住宅用地として使用することができない事情を申告することにより、住宅用地とみなして固定資産税、都市計画税の課税標準の特例を最長2年間適用するのを、被災市街地復興推進地域については、4年間に延長するものです。なお、ここで言う住宅用地の特例とは、住宅等の敷地で200平方メートル以下の部分の小規模住宅用地では、固定資産税の課税標準額が6分の1に、都市計画税の課税標準額が3分の1に減額され、住宅等の敷地で200平方メートルを超える部分の一般住宅用地では、固定資産税の課税標準額が3分の1に、都市計画税の課税標準額が3分の2に減額されるものです。次に附則第8条については、免税対象飼育牛、1頭当たりの売却価格100万円、交雑種は80万円、乳用種は50万円未満の肉用牛又は高等登録牛については、その売却による所得に対する税額が免除され、それ以外の肉用牛については、売却価格の合計額を他の所得と分離して一定の税率により税金を計算するなどの特例の適用を受けることができる市民税の課税の特例について、適用期限を平成33年度まで3年間延長するものです。次に附則第10条の3については、耐震改修や省エネ改修が行われた認定長期優良住宅に対する固定資産税の減額制度を創設したことに伴い、申告手続を規定するものです。なお、ここで言う耐震改修が行われた認定長期優良住宅に対する固定資産税の減額措置とは、昭和57年1月1日以前に建築された住宅について、平成29年4月1日から平成30年3月31日までに耐震

改修工事を行い、長期優良住宅に認定されたものについては、改修が完了した翌年度の固定資産税が3分の2に減額されるもので、熱損失防止、省エネ改修が行われた認定長期優良住宅に対する固定資産税の減額措置とは、平成20年1月1日以前に建築された住宅について、平成29年4月1日から平成30年3月31日までに熱損失防止、省エネ改修工事を行い、長期優良住宅に認定されたものは、改修が完了した翌年度の固定資産税が3分の2に減額されるものです。次に附則第16条については、軽自動車税のグリーン化特例、軽課について、燃費性能の向上に応じて対象を重点化した上で、次のとおり適用期限を2年延長するものです。改正前の平成28年4月1日から平成29年3月31日までに取得した軽自動車のうち、電気自動車等については、75%軽減、2020年度燃費基準のプラス30%、2020年度燃費基準のプラス20%を達成したものについては、50%軽減等されていたものが、改正後の平成29年4月1日から平成31年3月31日までの2年間に取得した軽自動車については右側の表のとおりとなります。改正前と比べますと、50%軽減が、2020年度燃費基準のプラス30%を達成したものに限られ、2020年度燃費基準のプラス20%を達成したものが、2020年度燃費基準のプラス10%を達成したものとともに25%軽減となり、2020年度燃費基準を達成しているものは軽減がなくなっています。なお、平成29年4月1日から平成30年3月31日までに取得した軽自動車は、平成30年度の軽自動車税に限り適用され、平成30年4月1日から平成31年3月31日までに取得した軽自動車は、平成31年度の軽自動車税に限り適用されます。次の表に税率の例を示しております。次に、附則第16条の2についてですが、平成28年に発覚した燃費試験不正問題を受けて、自動車メーカーの不正に伴う軽自動車税の不足税額について、不正を行った自動車メーカーに不足税額の100分の10を乗じた金額を不足税額に加算して、納税義務を課するなど所要の措置を講ずるものです。最後ですが、附則第17条の2について、個人が昭和62年10月1日から平成28年12月31日までの間に、その年1月1日において所有期間が5年を超える土地等を、

優良住宅地の造成等のために譲渡した場合の市民税については、一般譲渡、優良住宅地のための譲渡に該当しない譲渡による所得と分離して一定の税率により税金を計算するなどの特例の適用を受けることができる。この適用期限を平成32年度まで3年間延長するものです。なお、ここで言う一定の税率とは、法律に基づいて優良住宅地を造成する場合、課税所得金額が2,000万円以下の部分は、市民税が2.4%、県民税が1.6%、課税所得金額が2,000万円を超える部分は、市民税が3%、県民税が2%というものです。主な改正内容は以上のとおりですが、このほか、引用規定の追加、条ずれ、項ずれ、条文の書きぶりなどの整理等がございます。以上で説明を終わります。

河野朋子委員長 ありがとうございます。今説明を受けましたので、これは承認3号も併せてされたんですかね。今2号だけですかね。じゃあ2号についての質疑を受けます。

笹木慶之委員 いろんな改正がありますが、結果的にこの税制改正によつての影響力、関係ないところもあるようですが、63条の2それから附則第16条、附則第17条の2辺りの影響力はどのようにお考えでしょうか。

藤山税務課長 第63条の2、これはタワーマンションのことですが、現在山陽小野田市に該当するマンションはございません。ですからちょっと影響額については承知しておりません。それから附則第16条の軽自動車税のグリーン化特例でございますが、今回このような改正が行われたとしますと、平成29年度の当初予算ベースでいきますと150万円程度の増収を想定しております。それから最後の附則第17条の2の優良住宅地のところでございますが、ちょっとこれにつきましては影響額は把握しておりません。

大井淳一郎委員 笹木さんが今言われたこと以外は全て本市には関係ないということよろしいですか、そこも併せて。もし対象あるものがあれば補

足的に答えていただければと思います。

藤山税務課長 市にとって大きな影響が出るものはありませんが、ただ第33条でございますが、特定配当、特定株式等について市民の方がはっきりこういったことをすればいいかということがはっきり明確になるということで、市民の方にとっては有利な場合も出てこようかと思えます。

中島好人副委員長 全体的にですね、今軽自動車のところの割合が、ちょっと負担が50%から25%という形で百何万を市民が負担するようになる。そこだけ見るとこりゃいけんなというふうになるんだけど、全体的に災害あったとき期間の延長とかこの承認2号ですね、全体を通して市民には有益な状況が多いわけですね、今。

藤山税務課長 今回目指すのが災害等による税額の関係があらうかと思えます。今まで大きな災害がありましたら、例えば附則とかで急きょうたうというような形で被災者を救援するようなことをやっていると思うんですが、今回そういうのではなくて、あつてはなりません規定をはなから常設して、何かあったときに手当ができるというような税体制になっているのではないだろうかと思っております。

笹木慶之委員 これ単純なことであれですが、資料の4ページの16条の表ですよね。表の新旧があるんですが、達成のところの25%軽減、片方はハイフンになっていますが、これは何、ミス。何ですかこれは。

藤山税務課長 右側のハイフンは軽減がなくなったという意味です。

河野朋子委員長 軽減がないということですよ。

笹木慶之委員 達成という意味はどうなんですか。達成というのは。

藤山税務課長 済みません、スペースがないので上の2020年度燃費基準が達成というふうに読んでいただけると。そういう意味で資料作らせてもらいました。

笹木慶之委員 よく分からないのですが。30%達成、20%、10%、完璧な達成という意味です。

河野朋子委員長 10%未満ということじゃないんですか。(発言する者あり) 表現としたらこれは10%未満ということでしょ。一番下は。

笹木慶之委員 だけど達成は今回なくなったという意味ね。(発言する者あり)

河野朋子委員長 軽減されないということですね。ほかに。(「なし」と呼ぶ者あり) では質疑を打ち切りまして討論はありますか。(「なし」と呼ぶ者あり) 討論なしということで、採決いたします。本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

河野朋子委員長 全員賛成で本議案は承認すべきものと決しました。続きまして承認第3号についてお願いいたします。

藤山税務課長 承認第3号の山陽小野田市都市計画税条例の一部改正に関する専決処分についてですが、専決処分日、専決処分する理由につきましては、山陽小野田市税条例の一部改正に関する専決処分についてと同様でございます。専決処分する内容についてですが、附則第14項は法律の改正に伴う項ずれの改正であります。以上です。

河野朋子委員長 以上で説明が終わりましたので、質疑はよろしいですか。

大井淳一郎委員 法律の改正とありますが、どういった法律の改正があったんでしょうか、参考までに。

藤山税務課長 先ほども申した地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律でございます。

河野朋子委員長 ほかに。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ質疑を打ち切ります。討論もよろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）では本議案について採決をいたします。本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

河野朋子委員長 全員賛成で本議案は承認すべきものと決しました。以上で終わります。お疲れ様でした。

午前 11 時 43 分閉会

平成 29 年（2017 年）5 月 26 日

総務文教常任委員長 河野朋子